



2018年3月30日

各 位

会社名 LINE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 出澤 剛
(コード：3938、東証第一部)
問合せ先 投資開発・IR 室
最寄りの連絡場所 東京都新宿区新宿四丁目1番6号
Tel 03-4316-2050

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である NAVER Corporation について、支配株主等に関する事項は、以下の通りです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2017年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
NAVER Corporation	親会社	73.37	0.00	73.37	韓国取引所

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

当社は韓国に所在する NAVER Corporation（韓国）の連結子会社であり、NAVER Corporation は当社の親会社であります。同社は、2017年12月31日時点において当社株式の73.37%（潜在株式を除く）を保有する親会社となっておりますが、当社グループの方針・政策決定及び事業展開については、当社の独自の意思決定によって進めております。

また、「LINE」は当社独自の事業であり、「NAVERまとめ」や「livedoor」等のポータルサービスは日本国内で展開をしているため、親会社グループ内での競合関係は生じていないと認識しております。

当社取締役8名、監査役3名のうち、親会社グループの役員を兼ねる者は2名であり、その者の氏名ならびに当社および同社における役職は以下のとおりであります。

(役員の兼任状況)

(2017年12月31日現在)

当社役職 (常勤・非常勤) 氏名	親会社グループ名称	親会社グループ役職	兼任の理由
取締役(常勤) 李海珍	NAVER Corporation	取締役*	グループ経営力を高めるため
監査役(非常勤) 金鎮熙	NAVER I&S Corp.	代表取締役	当社グループの監査体制を強化するため
	Camp Mobile Corporation	監査役	
	財団法人CONNECT	監査役	
	Worksmobile Corporation	監査役	
	SNOW Corporation	監査役	
	NAVER Labs Corporation	監査役	
	NAVER webtoon Corporation	監査役	
	NAVER Business Platform Corporation	監査役	

* 2018年3月23日付で、NAVER Corporationの取締役を退任いたしました。

3. 支配株主等との取引に関する事項

2017年度における関連当事者取引の総額並びに2017年度末における関連当事者に対する残高は以下のとおりであります。

2017年度における取引総額及び2017年度末残高

(単位：百万円)

関係	名称	取引	取引金額	債権(△は債務)残高 ⁽³⁾
親会社	NAVER	広告サービス ⁽¹⁾	518	108
兄弟会社	NAVER Business Platform Corp. ⁽²⁾	営業費用	8,475	△976
関連会社	Snow Corporation	カメラアプリケーション事業の譲渡 ⁽⁴⁾	10,651	

⁽¹⁾ LINE Plus CorporationとNAVERはNAVERのウェブポータルを経由した広告サービスと交換にLINEプラットフォームを経由した広告サービス及びLINEのキャラクターを使用する権利を交換する契約を締結しております。当社グループでは2017年度においてNAVERに提供した広告サービスに関連して518百万円の売上が発生しております。

⁽²⁾ 当該兄弟会社は当社グループにITインフラサービス及び関連する開発サービスを提供しております。

⁽³⁾ 債権及び債務は無担保であり、現金で決済されるものであります。

⁽⁴⁾ LINE Plus Corporation は 2017 年 5 月にカメラアプリケーション事業を Snow Corporation に譲渡しております。譲渡の対価は全て Snow Corporation の普通株式 208,455 株で支払われており、取引金額は引き受けた株式の取引日における公正価値を示しております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、関連当事者取引管理規程を定め、親会社グループ各社との間で取引を行う場合、その他の同規程に定める関連当事者取引（当社の子会社又は関連会社との間で行う取引は含まれません。）を行う場合は、その必要性及び取引条件の妥当性等について、経営会議の承認を要するものとしております。また、当社はコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、社外取締役のみにより構成される諮問委員会を設置しておりますが、経営会議において承認された関連当事者取引のうち重要なものについては、更に諮問委員会の審議及び取締役会での承認を要するものとしております。これらに加えて、諮問委員会は、少数株主保護に関する方針の策定等に関して審議のうえ、取締役会に必要な提言を行うことができ、取締役会においては当該提言を尊重し、必要な経営判断を行うものとしております。

以上